

輸入畜産物消毒講習要領

1 目的

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 46 条第 1 項及び第 2 項に基づく輸入畜産物の消毒を安全かつ的確に実施するために必要となる知識を習得させることを目的として、「輸入畜産物の消毒実施要領」（平成 3 年 12 月 27 日付け 3 動検甲第 1686 号）の 5 に規定する輸入畜産物消毒講習（以下「講習」という。）を円滑に実施するため、この要領を定める。

2 講習の実施

- (1) 講習の実施責任者は、動物検疫所長とする。
- (2) 講習は少なくとも年 1 回以上行い、原則オンラインで開催する。
- (3) 講習の実施企画者は、検疫部畜産物検疫課長とする。
- (4) 実施企画者は、消毒講習の実施計画や講習内容の検討・調整のため、作業チームを設置することができる。
- (5) 開催日時等の開催案内は、動物検疫所のウェブサイトに公開する。

3 講習の目的

輸入畜産物に対する消毒が安全かつ的確に実施されるため、消毒実施者の動物検疫の知識習得を目的に実施する。

4 講習内容

講習の内容は、次のとおりとする。

- (1) 動物検疫の概要及び輸入畜産物の検疫に関する法令
- (2) 消毒剤の特性及び消毒効果
- (3) 輸入畜産物の消毒実施要領
- (4) 輸入畜産物消毒の実務
- (5) 輸入畜産物消毒における危害防止対策要領
- (6) その他

5 講習の受講手続等

- (1) 受講者は、輸入畜産物消毒の実務に従事する者とする。
- (2) 受講を希望する者は、開催案内に基づき、動物検疫所に申込みを行う。
- (3) 動物検疫所は、受講の申込みがあった場合は、受講を希望する者に対し、受講に必要な情報を案内する。

6 輸入畜産物消毒講習修了証の交付

動物検疫所は、講習終了後、動物検疫及び消毒に関する知識習得により、消毒を安全かつ的確に消毒することができると認められた受講者に対して、輸入畜産物消毒講習修了証（別記様式 1、以下「講習修了証」という。）を交付する。

消毒実施者は、消毒実施にあたり、家畜防疫官から講習修了証の呈示を求められ

た場合は、これに応じる。

また、動物検疫所は、消毒実施者から所属事業所等の変更の申告を受けた場合は、変更内容の事実を確認した上で、再交付又は書換えを行う。

なお、消毒実施者は、講習修了証が不要となった際は、速やかに動物検疫所に返納する。

7 消毒実施者の登録と共有

動物検疫所は、講習修了証の交付を受けた者を消毒実施者リスト（別紙様式2）に登録し、所内に共有する。

8 講習修了証の有効期限

講習修了証の有効期限は、講習修了証を交付した年の翌年から5年間とする。

別記様式 1

輸入畜産物消毒講習修了証		
年 度	年度	第 号
ふりがな 氏 名		
所属事業所		
上記の者は、輸入畜産物消毒講習要領に基づく		年度輸入畜産物消毒講習を修了 したことを証します。
修了証有効期限： 年 月 日		
年 月 日 動物検疫所		

※記載事項に変更が生じた場合は、速やかに動物検疫所にその旨を届け出ること。

別記様式2

消毒実施者リスト

※講習修了証番号は、年号及び動検消毒第〇号とする。(例：R 7 動検消毒第 1 号)